

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																		
<p>（課、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、係及び班を置く。</p> <p>総務課 総務係 職員係 人材確保育成班</p> <p>経営企画課 企画班 財務係</p> <p>業務課 業務管理係 <u>経営改善班</u> 施設係 建設班</p>	<p>（課、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、係及び班を置く。</p> <p>総務課 総務係 職員係 人材確保育成班</p> <p>経営企画課 企画班 財務係</p> <p>業務課 業務管理係 施設係 建設班</p>																		
<p>（病院の名称及び位置）</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>新潟県立新発田病院</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td>新潟県立坂町病院</td> <td style="text-align: center;">村上市</td> </tr> </table>	名称	位置	（略）		新潟県立新発田病院	新発田市	新潟県立坂町病院	村上市	<p>（病院の名称及び位置）</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>新潟県立新発田病院</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td><u>新潟県立リウマチセンター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>新発田市</u></td> </tr> <tr> <td>新潟県立坂町病院</td> <td style="text-align: center;">村上市</td> </tr> </table>	名称	位置	（略）		新潟県立新発田病院	新発田市	<u>新潟県立リウマチセンター</u>	<u>新発田市</u>	新潟県立坂町病院	村上市
名称	位置																		
（略）																			
新潟県立新発田病院	新発田市																		
新潟県立坂町病院	村上市																		
名称	位置																		
（略）																			
新潟県立新発田病院	新発田市																		
<u>新潟県立リウマチセンター</u>	<u>新発田市</u>																		
新潟県立坂町病院	村上市																		
<p>（病院の組織）</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>県立中央病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及びリウマチセンター、県立坂町病院に患者サポートセンター</u>を置く。</p> <p>（略）</p>	<p>（病院の組織）</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>県立中央病院に患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター及び救命救急センター、県立リウマチセンター及び県立坂町病院に患者サポートセンター</u>を置く。</p> <p>（略）</p>																		
<p>（分掌事務）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 <u>県立中央病院及び県立新発田病院の教育研修センターの分掌事務は、次のとおりである。</u></p> <p>（略）</p> <p>8 <u>県立新発田病院のリウマチセンターの事務分掌は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) リウマチ患者の診療に関する事項</u></p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 県立新発田病院の教育研修センターの分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>（略）</p>																		

- (2) リウマチセンターの管理運営に関する事項
- (3) リウマチ医療に係る医学研究及び研修に関する事項
- (4) その他リウマチ医療に関する事項

第20条 (略)

2～3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、県立新発田病院のリウマチセンターに次のとおり長を置く。

リウマチセンター 長 リウマチセンター副センター長

5 前各項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。

6 第1項から第4項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

7 事務長補佐は、事務長を補佐して部の事務を整理し、事務長不在のときは、その職務を代行する。

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、看護専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、理学療法専門幹、作業療法専門幹、看護専門幹 (次項において「参与等」という。)を置くことができる。

2 (略)

第20条 (略)

2～3 (略)

4 前各項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。

5 第1項から第3項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

6 事務長補佐は、事務長を補佐して部の事務を整理し、事務長不在のときは、その職務を代行する。

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、理学療法専門幹 (次項において「参与等」という。)を置くことができる。

2 (略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。